**認知症緊急対応訪問サービスについて**

資料1-3

**■委託する事業内容**

　①市が決定した利用者に対して、認知症の症状により家族での対応が困難な場合、日頃関わりを持つ職員が訪問し対応する。※

　②認知症緊急対応訪問サービスの実施に伴う事務の処理に関すること。

　　（サービス利用に関する記録、利用料金の収受、利用料金の納付）

　※①については、基本的には自宅内での対応が困難な場合を想定しているため、訪問先は自宅となります。

　　徘徊症状への対応などは、必要に応じて認知症緊急対応訪問サービスとして実施することは可能です。

**■利用の流れ**

　①担当介護支援専門員を通じ、地域支援事業申請書を市へ提出

サービスの利用に関して、本人・家族、介護支援専門員、サービス提供事業所など関係者間で話し合い、合意形成しておくことが前提となる

□地域支援事業申請書

□個人現況情報

□ケアプラン

　②市より、認知症緊急対応訪問サービス利用決定通知を本人・サービス提供事業所へ送付

　③認知症緊急対応訪問サービスの実施

　　ⅰ)家族より、担当介護支援専門員またはサービス提供事業所へ本サービス利用について連絡

　　ⅱ)担当介護支援専門員またはサービス提供事業所から市へ本サービス利用について連絡

　　ⅲ)本人宅へサービス提供事業所が訪問し、対応を行う

　　ⅳ)サービス事業所から担当介護支援専門員及び市へ対応状況の報告を行う

　④サービス提供事業所より実績報告書・委託料請求書を翌月10日までに提出する

**■その他**

　＊申請や決定がされていない方でも、家族などの申し出により介護支援専門員やサービス提供事業所が必要と判断した場合は、本サービスでの対応が可能となることがあります。

その場合は市にご連絡いただいたうえで対応していただき、その後申請手続きや対応状況に関する報告をお願いいたします。